

台風等に対する非常措置について

陽春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本学園の教育活動の推進に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、京都市(テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の最新の気象情報に注意していただきますようお願いいたします。

記

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

(1) 学園は臨時休業としますので、解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

「暴風警報」の発令・解除の状況	授業開始時刻	集団登校集合時刻
① 午前7時までに解除の場合	平常通り	平常通り
② 午前9時までに解除の場合	3限から	午前10時に集合
③ 午前11時までに解除の場合	5限から	午後1時に集合
④ 午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	

※「暴風」以外の警報(大雨・洪水)が出ても、平常授業を行います。

2. 登校前に「特別警報」が発令された場合

(1) 学園は臨時休業としますので、解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合の登校は以下の通りとなります。

「特別警報」の発令・解除の状況	授業開始時刻	集団登校集合時刻
① 午後5時から午前0時までの間に解除の場合	解除された翌日は、5限から	午後1時に集合
② 午前0時現在、警報発令中の場合	臨時休業	

3. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

年度当初に各ご家庭に伺いました「緊急時の下校方法」で子どもたちは下校しますのでご了承ください。なお、下校の安全が確認できるまで学園で待機します。また、給食については、安全を優先して状況により学園で判断します。

※1～6年生は、集団下校を行います。

※下校方法の変更がある場合は、担任までお知らせください。

4. 登校後に「特別警報」が発令された場合

安全が確認でき次第、全学園生(1～9年)を保護者に直接引き渡しますのでお迎えをお願いいたします。

学園生の引き渡しについて

- ①保護者（祖父母を含む）の方に直接引き渡します。保護者以外の方の場合は、保護者の方に連絡がつき次第引き渡すことを原則とします。
- ②引き取りに来られた方は、担任にお子たちの名前を伝えていただき、担任の「引き取り確認」をお済みいただいてからお帰りください。